

恵まれざる東北の道路

岩手縣知事

丹羽七郎

道路法布かれて以來既に十年の歲月を閲したのである。此間路政關係者の努力と國民の要望協
力と相俟つて幾多の改善が行はれた。東京大阪の街路が面目を一新したのは此間である。京濱國
道を初め東海道が順次改良せられ、殊に橋梁は愛知三重の縣界を畫する木曾揖斐長良の三大川架橋
が未だに行惱んでゐる外總ての大橋梁は既に竣功し、又は少くとも既に着工されてゐる状態である。
阪神、神明の兩國道を始め山陽、九州、四國方面にも着々改良工事が起されてゐる。道路時代、自動車時
代たる今日一般人の要望に無關心ならざる限り地方當局が道路改良に努力するは當然の責務であ
る。

右の如き地方の道路の状態を見て道路法制定當時を回顧すれば隔世の觀がある。否、之を四五年

前の實況に比するも著しい進歩と云はねばならぬ。殊に國道、六大都市の街路以外にも此等の地方に於て一般府縣道の改良が近時顯著に施行せらるるに至つたのは當初の道路改良が主として軍事的見地より國道の改良に重きを置きたると、東京を首位とする大都市街路の鋪裝が第一の着眼なりしに反し、近時の道路改良熱は全國到る處に普及し、産業開發上の必須の要件として改良を企圖するに到つた關係上、廣く府縣道の改良が企てらるるに到つたのである。

然るに足を一度東北の諸縣に入るならば道路は舊態依然改良の跡極めて少いのである。明治以來東北の交通に着目して其改善を期し其功績の遺れるものは古くは三島縣令が山形福島に於て道路を改修し、近くは原敬氏が鐵道敷設を行つたのであるが、交通の不便、道路の劣悪するは實に驚くべきものがある。余は昭和四年五月東北六縣の道路視察を行つたのであるが、東北の道路の状態は眞に憐むべきものあるを痛感したのである。試に政府が道路の改良上幾何の程度に於て東北を指導したるかを檢するに、道路法施行以來道路改良の爲めに支出したる金額は既に三千萬圓を超えたるに拘らず東北六縣に交附されたるものは僅々十數萬圓に過ぎない。其の補助の始められたのも昭和二年以降である。宮城縣名取橋、山形縣山形赤湯間道路、秋田縣由利橋及玉川橋、岩手縣明治橋等十指を屈するに過ぎない。

○

何故に斯く東北地方に對して恩澤が及ばないのであるか東北には道路の改良の必要がないのであるか東北道路の實狀を詳にし、東北地方民に親しく接するならば彼等が如何に道路改良を熱望してゐるかは直に觀取されるのである。自動車の利便は聞ふまでもなく漁村山村に到る迄普く知られて來たのである。苟も自動車の通行し得る道路だにあれば危険を冒して交通してゐるのである。必要があるに拘らず交通し得ざる道路や腐朽既に甚だしく自動車は勿論馬車の通行にすら危険を感じてゐる橋梁が甚だ多いのである。然るに今日迄其の改良に手が延びぬのは東北諸縣の財政が頗る困難であるからであるが一方政府の助成方針が國道及大都市街路の改良に重きを置き眞に地方産業の發展に重大關係ある府縣道の助成を輕んじて來たが爲である。

○

道路法布かれて既に十年、大都市内の街路と國道一部の改良を以て能事了れりと爲すが如き状態は速に之を改めて眞に國民經濟の基本として一切の産業合理化の根本となり、一切の生産費低減の一大要素たる府縣道改良が一日も速く達成せらるることを希望するものである。

(附記、記念號に寄稿するやうに豫て幹事より命ぜられてゐたのであつたが其の機を得なかつた處、本日田中幹事よりリッザ〜電話で督促があつたが、丁度縣會も會期餘す所二日

となつてゐて、充分の時間もないから、感想を綴つて責をふさぐことにする。

(昭和四年十二月十八日夜記)

道路運送の既往と將來

國際通運株式會社
社長

中野 金次郎

一 古來の路制

古來我國陸上唯一の交通機關であつた道路運送は徳川三百年來の鎖國政策に困り餘り著しき發達を見る能はず僅に三百諸侯參勤交代の必要に伴ふ丈の施設を持續して來たのである。是に加ふるに明治維新後鐵道の開通に伴ひ官民共に專心其普及發達に腐心した爲め全國主要の貨客交通は殆ど總て鐵道軌道の便に依ることになつたので從來兎角不備勝であつた道路の敷設及補修は層一層閑却され我國の文化に遅るゝことが著しかつたのは洵に遺憾なことであると考へます。

二 道路法の制定

然るに大正八年四月内務當局の研究に基き始めて道路法が制定され道路の種類管理費用義務及